

宇部市次期ごみ処理施設のあり方検討委員会設置要綱（改正案）

（設置）

第1条 宇部市次期ごみ処理施設整備に関する今後の方向性について必要な事項を検討するため、宇部市次期ごみ処理施設のあり方検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

(1) 次期ごみ処理施設整備基本構想の策定に関する事項

~~(1)(2)~~ 次期ごみ処理施設の規模や処理方法、事業方法等に関する事項

~~(2)(3)~~ その他、次期ごみ処理施設のあり方に関し、必要と認められる事項

（組織及び委員）

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市関係機関

(3) 民間及び市民団体

(4) 市民のうちから公募により選出された者

3 委員の任期は、委員会の目的が達成した日までとする。

4 公募する委員の選考に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、委員会を初めて招集するときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議において議決すべき案件があるときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、説明または意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民環境部環境保全センター施設課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

この要綱は、令和4年5月9日から施行する。

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。